

## 精神疾患における厚生労働省各予算事業の概要

第 1.6 回 医 療 計 画 の 見 直 し 会 に 関 する 検 討 会	資 料
令 和 元 年 1 1 月 2 8 日	4 - 5

医療計画の領域	予算事業名	事業実施主体	拠点機関の対象	拠点機関の役割	拠点機関の名称と設置数
認知症	認知症疾患医療センター運営事業	都道府県及び指定都市	専門医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門医療相談</li> <li>・ 鑑別診断とそれに基づく初期対応</li> <li>・ 合併症・周辺症状への急性期対応</li> <li>・ かかりつけ医等への研修会の開催</li> <li>・ 認知症疾患医療・介護連携協議会の開催</li> <li>・ 情報発信</li> </ul>	認知症疾患医療センター（※）： 全国 429 カ所（平成 30 年 9 月）
アルコール依存症	依存症対策総合支援事業（アルコール依存症）	都道府県及び指定都市	専門医療機関 治療拠点機関	専門医療機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依存症の専門性を有した医師が入院医療を担当</li> <li>・ 依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療の実施</li> </ul>	アルコール依存症専門医療機関： 全国 34 カ所（令和元年 8 月） アルコール依存症治療拠点機関： 全国 25 カ所（令和元年 8 月）
薬物依存症	依存症対策総合支援事業（薬物依存症）	都道府県及び指定都市	専門医療機関 治療拠点機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師、看護師等が依存症に係る研修を修了</li> <li>・ 依存症の診療実績等</li> </ul>	薬物依存症専門医療機関： 全国 26 カ所（令和元年 8 月） 薬物依存症治療拠点機関： 全国 19 カ所（令和元年 8 月）
ギャンブル等依存症	依存症対策総合支援事業（ギャンブル等依存症）	都道府県及び指定都市	専門医療機関 治療拠点機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携</li> </ul> 治療拠点機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門医療機関の選定基準を満たすこと</li> </ul>	ギャンブル等依存症専門医療機関： 全国 24 カ所（令和元年 8 月） ギャンブル等依存症治療拠点機関： 全国 18 カ所（令和元年 8 月）

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動実績の取りまとめ等</li> <li>・情報発信</li> <li>・医療機関対象の研修会の実施</li> </ul>	
高次脳機能障害	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	都道府県	支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業</li> <li>・普及・啓発事業</li> <li>・研修事業</li> <li>・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会等への参加</li> <li>・広域自治体間連携</li> </ul>	高次脳機能障害支援拠点機関（※）：全国 113 カ所（令和元年 6 月、病院以外の機関を含む）
てんかん	てんかん地域診療連携体制整備事業	都道府県	専門医療機関（都道府県でてんかんの治療を専門に行っている医療機関のうち 1 カ所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・てんかん治療医療連携協議会の設置</li> <li>・患者及び家族への専門的な相談支援や治療</li> <li>・医療機関等への助言・指導</li> <li>・関係機関との連携・調整</li> <li>・研修の実施、普及啓発等</li> <li>・てんかん診療支援コーディネーターの配置</li> <li>・全国拠点機関との連携</li> </ul>	てんかん診療拠点機関：全国 17 カ所（令和元年 4 月）
精神科救急	精神科救急医療体制整備事業	都道府県及び指定都市	精神科救急医療施設（精神科救急医療圏域毎に確保）	病院群輪番型精神科救急医療施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数病院の輪番制で、医師・看護師を常時配置し受け入れ体制等を整備</li> </ul> 常時対応型精神科救急医療施設	病院群輪番型精神科救急医療施設：全国 1026 カ所（平成 29 年度）  常時対応型精神科救急医療施設：

			<p>外来対応施設</p> <p>身体合併症対応施設（精神疾患を有する身体合併症患者に対し医療を提供できる医療機関を、少なくとも2つの精神科救急医療圏域に1カ所整備）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間365日、同一の医療機関において、重度の症状を呈する精神科急性期患者を中心に対応するために医師・看護師を常時配置し受け入れ体制等を整備</li> <li>・外来診療によって初期精神科救急患者の医療対応ができる体制を整えるもの</li> <li>・精神疾患を有する身体合併症患者に対し医療を提供</li> </ul>	<p>全国53カ所（平成29年度）</p> <p>外来対応施設： 全国106カ所（平成29年度）</p> <p>身体合併症対応施設： 全国10カ所（平成29年度）</p>
災害精神医療	災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動事業	都道府県及び指定都市	DPAT先遣隊を組織できる機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災から概ね48時間以内に、被災した都道府県等において活動</li> <li>・本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等</li> </ul>	<p>DPAT先遣隊を組織できる機関（※）：全国64機関（平成30年7月）</p>

医療観察法	医療観察法指定通院医療機関運営	厚生労働省	病院、診療所、薬局、又は訪問看護ステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーションの観点も踏まえた対象者の社会復帰の早期実現</li> <li>・標準化された臨床データの蓄積に基づく多職種チームによる医療提供</li> <li>・プライバシー等の人権に配慮しつつ透明性の高い医療を提供</li> </ul>	指定通院医療機関（※）： 全国 3,600 カ所(平成 31 年 4 月)
-------	-----------------	-------	------------------------	--	--

（※）：「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」における指標（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」・別添）に既に掲載